

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

				資料番号	15	担当課	産業政策課
法令名	計量法	根拠条項	法第150条第1項	不利益処分の種類	特定物象量の表記の抹消		
<p>特定物象量の表記の抹消</p> <p>法第150条</p> <p>都道府県知事又は特定市町村の長は、第148条第1項の規定により、その職員に、特定物象量が表記された特定商品を経済産業省令で定めるところにより検査させた場合において、その特定物象量の誤差が量目公差を超えるときは、その特定物象量の表記を抹消することができる。</p> <p>2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による処分をするときは、その特定商品の所有者又は占有者に対して、その理由を告知しなければならない。</p>							
<p>特定商品の販売に係る計量に関する省令 (平成5年7月9日経済産業省令第37号)</p>							
<p>(特定物象量の表記の抹消に係る検査の方法)</p> <p>第2条</p> <p>第150条第1項の規定による特定物象量が表記された特定商品を検査する職員は、当該特定商品の特定物象量とその量目公差を超えているかどうかを個々に検査するものとする。</p>							

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	15	担当課	産業政策課
法令名	計量法	根拠条項	法第150条第1項	不利益処分の種類	特定物象量の表記の抹消	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>(立入検査)</p><p>第148条</p><p>経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、認定事業者又は取引若しくは証明における計量をする者の工場、事業場、営業所、事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、計量器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、特殊容器、特定物象量が表記された特定商品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p><p>2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関又は指定校正機関の事務所又は所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p><p>3 都道府県知事又は特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p><p>4 前3項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p><p>5 第1項から第3項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p></div>						